

陳述書

平成 25 年 2 月 15 日

久保田 宏



1. 経歴；

北海道生まれ（1928 年 2 月 7 日）

北海道大学工学部応用化学科卒業（1950 年）

東京工業大学理工学部助手、同助教授、同付属資源化学研究所教授、同研究所付設資源循環研究施設長を歴任後、東京工業大学名誉教授（1988 年）

日本水環境学会名誉会員（元会長）

廃水処理の研究で The Harrison Prescott Eddy Medal（Water Pollution Control Federation より）受賞（1986 年）

中国上海同済大学顧問教授、黒竜江省石油化学研究所顧問研究員、哈爾濱工業大学榮譽教授他、中日技術交流の貢献により中国政府より友誼獎章授与（1993 年）

学術著書； 解説反応操作設計、反応工学概論、廃棄物工学、選択のエネルギー、幻想のバイオ燃料、幻想のバイオマスエネルギー、脱化石燃料社会、原発に依存しないエネルギー政策を創る 他

2. 科学者間の学術論争に端を発する科学者の倫理違反の問題への司法の介入は科学の発展を阻害する大きな危機要因になる

1) 一審裁判の被告西村の名誉を棄損する西村らの著書に対する誹謗中傷が本裁判の発端となった

いま、名誉毀損の裁判において、“他人の社会的評価を低下させるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とする” となっているようである（一審裁判の記録から）。一審裁判（以下この裁判）でも、インターネットの西村のウェブサイト上の記載が、この基準に照らして名誉毀損に当たるとされたが、この裁判では、何故、このような記述が出てきたかが一切問題にされていない。しかし、西村がこのような記述をしなければならなかった原因をつくったのは、この裁判の原告鈴木謙東大教授である以上、西村の記述の原因となった鈴木らの行為の妥当性についても裁判の場で審議が行われるべきであった。それが行われなかったことは、この裁判の公平性を著しく疑わせるだけでなく、裁判自体の存

立の意義を失わせるものである。

事の発端は、鈴木による西村らの純粋な学術書「水俣病の科学（西村肇、岡本達明；日本評論社、2001年）」の記述に科学的な誤りがあると指摘した「日本水産学会誌、73巻5号、p.995「会員の声」欄、“鈴木讓；魚体へのメチル水銀蓄積経路——「水俣病の科学」の誤り”の論文である。この論文は、一見、学術論文の体裁を装っているが、無審査で掲載されているから科学学術論文とは認めることができないだけでなく、毎日新聞文化賞を受けるなど、高い社会的評価を受けている西村らの研究業績を否定して、逆に、この論文を自己の研究業績とすることを意図して書かれたものとし判断のしようがない内容になっている。

このように判断した西村は、この問題を、鈴木との間の学術上の討論の場に引き戻すために、公開論争の場を設けることを両者が所属する東京大学に申し出た。しかし、東京大学にはこのような公開討論の前例がないとのことで、大学側の勧めで、東京大学科学研究行動規範委員会（以下、規範委員会）に鈴木 of 科学者としての倫理性を審議してもらうことになった。その結果、同委員会は、鈴木論文は、本学の規則が適用対象としている「本学職員及び本学の施設設備の利用者が、実験・観測・解析の手法を用いて行った科学研究における研究成果の作成および報告の過程において行ったデータその他研究結果のねつ造、改ざん又は盗用に当たる不正行為」に該当しないと判断した。この大学の判断に対して不満を持った西村が、事の顛末の公式記録を自身のウェブサイト上で訴えたことは、一般社会の常識から考えて許されてよいことではなかろうか。しかも、その訴えが、大学側に対してであって鈴木個人に対するものではないのであるから、この西村のウェブサイト上の記述が、鈴木によって名誉毀損事件として裁判に持ち込まれても、裁判所がそれを受理する理由は存在しないはずである。

また、受理したのであれば、事の発端となった科学者間の論争における両者の主張のどちらが正しいかを科学的に判断して貰う必要があった。もしそのような科学的な審査が行われれば、当然、週刊誌や大衆雑誌などで問題になっている名誉毀損の事案に対する裁判とは違った結果が出るはずである。また、もし、この裁判の裁判官が、このような科学的審査ができないと判断するのであれば、鈴木の訴えを退けるべきであったと考える。

学術書の内容の誤りの存否に係わる科学者同士の意見の対立による論争、およびそれに関連して派生した科学者の倫理違反の問題は、あくまでも、学会内、或いは、今回のように当事者が所属する大学の内部の問題としてその決着がつけられるべきである。しかも、今回の東京大学での規範委員会の裁定で、控訴人の申し立てを大学が排斥したことで、鈴木 of 名誉は十分に保たれているのである。この大学側の裁定で、その社会的評価の低下と名誉毀損を免れた大学教授が、科学論争の相手から週刊誌や大衆雑誌に適用される名誉毀損の裁判基準を利用して慰謝料を請求する必要性はどこにも見当たらないし、そのような行為があってはいけないと考える。

2) この裁判の原告、鈴木が、被告西村らの著書「水俣病の科学」を誤りだとする科学的論拠は全く存在しない

この裁判で、鈴木が記載した西村の著書の科学学術論文としての誤りの指摘に対する西村の反論の内容を名誉毀損と訴えているのであるから、この西村の反論をつくりだす原因となった鈴木論文に科学的な正当性を示す論拠が失われるならば、この鈴木の名誉毀損の訴え自体の論拠が失われ、一審裁判の存在の論拠がなくなるはずである。

この鈴木論文に科学的正当性がないことを証明するために、一審の被告、本控訴審の控訴人西村は、鈴木論文の審査、すなわち査読なしに学会誌に掲載された件の鈴木論文の査読を、改めて当該学問分野の専門家に依頼するとともに、その査読結果を支持する署名を多くの学識経験者から集めて、本控訴審に証拠として提出している。私も、この査読支持書の署名者の一人である。

“魚体へのメチル水銀蓄積経路について－「水俣病の科学」の誤り”と題する鈴木論文は、水俣湾に生息するカタクチイワシの魚体への有機水銀の取り込みのメカニズムについての西村らの著書の記述を、“魚類生理学の立場から見れば明らかな誤りである”と指摘している。しかし、この指摘には、鈴木論文の科学的知識の不足に起因する科学者として許されない数値の取り扱い上の誤りだけでなく、メチル水銀の分子態とイオン態の違い、およびこの違いに基づく魚体へのメチル水銀の吸収率の違いが考慮されていないなどの化学的知識の欠如からくる重大な誤りが含まれていた。逆に、西村からこのことを指摘された鈴木は、同じ学会誌の「会員の声（査読審査が不要）」欄に、「お詫びと訂正」として訂正文を掲載して貰っているが、このなかでも鈴木は、自身の誤りを単なる数値の誤りで、論旨には影響しないと張り付けている。しかし、これは、鈴木には、この論文の誤りが科学者生命を左右しかねない弁明の余地のない重大な誤りであると言う認識が欠如していることを示す証になっている。

この裁判では、さらに、鈴木論文が西村らの「水俣病の科学」を誤りだとする結論を導くために行った ① 研究データのねつ造又は改ざんが行われた、② 引用文献の中の実験結果を隠匿した、③ 携帯電話のカメラなどで盗み撮りをしたと思われる普通の人が入手できない文献が使われていた、などの事実があったのではないかとする鈴木論文に対する反論のなかの西村の疑問が、西村のウェブサイトに掲載されていることを、一般の読者に、“これらの事実があったとの印象を与える”（しかも盗み撮りについては、鈴木が盗み撮りをした事実があるとの印象を受ける、とした）として、西村による名誉毀損の証拠としている。しかしながら、鈴木論文における「水俣病の科学」を誤りだとする結論は、鈴木によるこれら①～③の行為が無ければ出てこなかったものであることが、上記した今回の鈴木論文に対する査読結果から明らかにされている。したがって、鈴木論文作成上での上記①～③の行為があったのではないかとする西村の疑問には相当の理由があるのであって、このような疑問が生じる背景、或いは原因を一切無視し、ウェブサイト上の西村の記載のみをとりあげて、それが、一般の読者にこのような事実があったとの印象を

与えると裁定した裁判には大きな事実誤認があると言わざるを得ない。

いや、それ以前の問題として、今回の西村の依頼による査読結果が、西村らの著書を誤りだとする鈴木論文の結論を科学的に否定している以上、この鈴木論文によって引き起こされた名誉毀損の裁判の成立自体が否定されなければならないと考える。

3) 学問上の研究業績と認められない論文を研究業績に加えた鈴木の実行は研究業績の詐称に相当する

今回の裁判で、西村らの「水俣病の科学」を誤りだとする論文を学術上の研究業績だとして自身のホームページに記載した鈴木の実行を、研究業績を詐称するものだとする西村のウェブサイト上の記述が、鈴木の実行的評価を低下させるものだと裁定された。これは、裁判所が、鈴木の実行的論文を学問上の研究業績と認めたことを前提とした裁定と言える。したがって、鈴木論文が学術論文と認められないことになれば、これが学問上の研究業績とならないから、今回の裁判での裁定がその論拠を失うことになる。

学会誌等に投稿された論文が学術論文と認められるどうかは、その学会誌の編集委員会によって決められる。一般的に、当該論文に関係する学問分野の複数の専門家による査読の結果、掲載が認められたものが学術論文として認められる。日本水産学会誌に投稿された鈴木の実行的論文は、査読審査を受ける必要のない同誌の「会員の声」欄に掲載されているので、学術論文と認めることはできないとするのが科学界の一般的なルールである。ただし、審査を受けていない論文であっても、その内容が学術論文にふさわしいものであれば、それが、学問上の業績と認められる余地は残されている。しかし、鈴木論文の場合、上記したように、西村の依頼により行われた水産学の専門家の査読の結果で、この論文が学術論文として価値が認められないことが明瞭に示されているだけでなく、その査読結果を科学界の多数の学識経験者が支持している。すなわち、この多数の学識経験者による鈴木の実行的論文の査読結果の支持からも、鈴木論文が学問上の業績として認められないと考えるべきである。

このように、学術論文としては認められない論文を、自己の研究業績として一般に認めさせようとして、鈴木は、科学者としては許されない次のような実行を行っていることを指摘しておく。

その一つは、鈴木が西村らの著書「水俣病の科学」のなかのごく一部分にしか過ぎない“カタクチイワシの魚体への有機水銀の取り込みのメカニズム”の記述の誤り（上記のように、実際には誤りでない）を、「水俣病の科学」の全体の誤りとしようとしたことである。このことについても、西村による指摘を受けて、学会誌の「お詫びと訂正」欄のなかで、“「水俣病の科学」は誤り？”と疑問符を加筆することだけで済ませている。これは、鈴木が、この西村らの著書のなかの一部分の誤りの指摘だけでは、この論文を研究業績として東大教授としての社会的な評価を高めようとする目的には不十分と考え、何としてもこの著書全体が誤りであるように見せかける必要があったからと考えざるを得ない。

次に問題にすべきは、鈴木は、この論文を書いた目的を、西村の著書の誤った学説が“水俣病に関わった人々にかかなり広く浸透し、波紋を広げ、混乱を与えているので、この誤りを正すためである”としていることである。通常の学術論文であれば、彼が誤りを指摘した著書の出版によって、どのような波紋が広がり、どのような混乱が招かれたかが記述されなければならないが、それなしに、鈴木は、この波乱と混乱を収めるために、この本の“誤りは明白であり、正さなければならない”と結んでいる。これは明らかに学術論文の範疇を逸脱している。学術論文であれば、論争の相手の誤りを指摘するまでが限度であり、自説と違う学説を誤りとして、それを正せと要求することは許さることではない。これも、鈴木が、自分の論文を研究業績とするためには、何としても西村に鈴木の指摘部分を訂正させる必要があると考えたからであると言わざるをえない。

さらにより大きな問題は、この投書の記述により、西村の著書の出版社に対するこの著書の出版差し止めの請求と、この著書に対する毎日新聞文化賞の取り消し請求があったことである。一般の人の目に殆ど触れることのない学術雑誌の記事をもとに、このような学術書の出版差し止めや受賞の取り消し請求が出ることは常識では考えられないし、多分、そのような前例はないであろう。これは、鈴木と気脈を通じ合う人の仕業としか考えられない。

これらの科学者の良識にもとる鈴木の一連の行為を、西村が、西村らの著書の誤りの指摘を彼の研究業績にするため、これは科学研究業績の詐称に当たる犯罪的な行為であると記載したのは至極当然であると言ってよい。本来であれば、西村がこの鈴木論文を名誉毀損で訴えてもよいところを、科学論争の問題として解決しようとした場に出てきた西村の反論の言葉が、学問上の犯罪的な行為を行った側から逆に名誉毀損で訴えられ、多額の賠償金を払えとの裁定を受けたことは考えられない不条理としか言いようがない。

4) 科学者の倫理違反の問題に司法が介入して行われた名誉毀損の裁判は、科学の発展を阻害する大きな危機をもたらしかねない

このような、科学者の非倫理的な行為を見逃すわけには行かないとした西村が、この問題を、鈴木および西村が同時に所属する東京大学内の問題として解決をはかるべく、東京大学科学研究行動規範委員会の中で、鈴木科学倫理違反の問題として追及した。しかし、大学側は、現職の仲間をかばう心理から、この西村の訴えを認めなかった。結果として、鈴木はその社会的評価が低められることなしに済んだと言ってよい。一方、東大 OB としての西村は、このような大学側の対応を不満として、事の顛末を詳細に自身のウェブサイト上に記載した。この大学側の対応への不満の中に、鈴木の倫理観を問う表現が含まれていたとしても、これを目にした一般人（東大以外の人）が、この記載を鈴木の名誉を毀損する行為に当たるとして非難することはないはずで、せいぜい、これは東大という閉ざされた社会の内部の問題だと冷淡に見過ごすのが関の山であろう。

このように考えると、この問題で、東大教授という社会的な評価を受ける地位が低めら

れると考えたのは、鈴木一人ではなかろうか。しかも、大学内の倫理違反を裁く規範委員会で彼の名誉は守られたのであるから、その彼が、この委員会内の審議内容を公開した西村のウェブサイトの記載に精神的苦痛を受けたとして名誉毀損の裁判に訴えることは、全く筋の通らない話である。にもかかわらず、裁判所が裁判をしなければならないのであれば、東大教授鈴木への訴えだけでなく、名誉毀損の裁判基準に照らして、東大外の一般の人がこの西村のウェブサイトの記述により鈴木の名誉が毀損されたと認識した事実があるかどうかを確認すべきではなかったろうか。このような事実の確認なしになされた裁定には、大きな疑問を感じざるを得ない。

本来科学的な意見の対立に起因する討論の場で解決されるべき問題が、この論争を引き起こした張本人が、自分の倫理観が非難されたとして、論争の相手を名誉毀損の訴訟に持ち込んで、多額の賠償金をせしめることができるこのような前例がつけられることは、科学研究の進歩にとっての大きな阻害要因になることを指摘したい。それは、科学の研究は、絶え間のない論争によって、その進歩が図られるべきだからである。したがって、このような不当な裁判の結果が前例になれば、自由な科学論争の場が狭められることになりかねない。

今回の裁判は、ことの経緯はどうであれ、本来、司法の介入が許されるべきでない科学的学術論争の場に司法が介入して、結果として、本来、あってはいけない不条理な判決を招いてしまった。これを科学の危機と考えるのは、私だけの杞憂であろうか？

以 上